

◎佐賀県条例第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（週休日の振替等）</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（夏季休暇）</p> <p><b>第11条</b> 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために夏季休暇を請求した場合は、7月1日から<u>9月30日</u>までの期間に、原則として連続する<u>3日</u>の範囲内の期間の夏季休暇を与えることができる。</p>	<p>（週休日の振替等）</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち<u>2時間、4時間若しくは6時間</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>2時間、4時間若しくは6時間</u>の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（夏季休暇）</p> <p><b>第11条</b> 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために夏季休暇を請求した場合は、7月1日から<u>10月31日</u>までの期間に、原則として連続する<u>5日</u>の範囲内の期間の夏季休暇を与えることができる。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、規則で定める日から施行する。